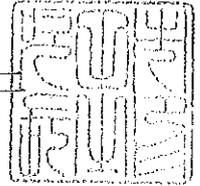


3総法第146号
令和3年7月13日
(2021年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後藤 圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第12条及び第13条の規定に基づき、下記の事項
について諮問します。

記

電子決裁機能を有する文書管理システムの構築に係る個人情報の保護に
ついて

電子決裁機能を有する文書管理システムの構築に係る個人情報の保護について

1 諮問する項目 (諮問の根拠)	電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条及び第13条)
2 対象業務	公文書の作成を伴う全ての業務
3 業務の概要	<p>1 目的 決裁の電子化及び公文書管理の電子化</p> <p>2 効果</p> <p>(1) 電子決裁 意思決定の迅速化</p> <p>(2) 文書管理の電子化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の所在把握及び履歴管理の容易化 ・文書保存スペースの削減 ・文書引継ぎ及び廃棄業務の合理化 <p>3 個人情報の取扱い</p> <p>(1) 文書の收受又は起案の作成 個人情報を含む收受文書をシステムに取り込み、又は個人情報を含む起案文書をシステム上で作成する。</p> <p>(2) 文書の保管 システムに取り込み、又はシステム上で作成した個人情報を含む文書のデータは、セキュリティの確保されたサーバーに格納され保管される。</p> <p>(3) 文書の廃棄 保管された個人情報を含む文書のデータは、文書の保存年限に達したところで廃棄(消去)する。</p> <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>(1) ユーザー認証による不正アクセスの防止</p> <p>(2) アクセスログ及び操作ログの記録</p> <p>(3) 文書毎の役職及び部署を指定した参照権限の付与</p>
4 個人情報の内容	收受文書、起案文書等に記載されている個人情報全般

5 審議に諮る理由	電子決裁機能を有する文書管理システムの導入に伴う庁内文書の電子化により、起案文書等の紙文書に記載されていた個人情報も電子化され、システムによって管理されることとなります。このことが、第12条の電子計算機処理の制限及び及び第13条の実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限に該当すると考えられるため、諮問するものです。
6 今後の予定	令和5年1月中稼働予定
7 担当室課	総務部法制室